

熊本・大分地震災害のお見舞い金及び次年度年会費免除について(16. 6. 30 修正)

このたびの熊本・大分地震につきまして、被災された地域の会員のみなさまの次年度年会費を免除します。また、協会規程により下記のとおり「見舞金」をお送りします。お手数ではありますが、本条同封の書類に必要事項をご記入の上、協会事務局あてにご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

年会費の免除について

【対 象】 下記2つの項目に該当する方。

- ・2016年4月～2017年3月期の年会費納入済みの会員
- ・震度6弱以上のエリア（下記）が、登録住所もしくは登録サロン住所の会員

発生日時 平成28年4月14日 21時26分／4月16日 1時25分

熊本県	益城町・西原村
	玉名市・南阿蘇村・菊池市・宇土市・大津町
	嘉島町・宇城市・合志市
	熊本市中央区・熊本市東区・熊本市西区
	熊本市南区
	阿蘇市・八代市・菊陽町
	御船町・美里町・山都町・氷川町
	和水町・熊本市北区
	上天草市・天草市
	玉東町・山鹿町・甲佐町
大分県	別府市・由布市

【内 容】 2017年度（2017年4月～2018年3月）年会費18,000円の免除

【お手続き】 震度6弱以上のエリアが登録住所、もしくは登録サロン住所の会員の方を対象とし、お手続きは必要ありません。

御見舞い金について

【対 象】 下記2つの項目に該当する方。

- ・2016年4月～2017年3月期の年会費納入済みの会員
- ・震度を問わず家屋全壊・半壊で罹災証明書の提出が可能な会員

【内 容】 ・地震発生時に居住されていた家屋が全壊 …… 100,000円
・地震発生時に居住されていた家屋が半壊 …… 50,000円

【お手続き】 下記2つの必要書類の提出

- ・熊本・大分地震見舞金申請書
- ・罹災証明書1通（地方自治体等公的機関発行のもの）

【お支払い】 ご返送いただいた書類の確認後、2週間程度で、ご記入いただいた口座にお振込みいたします（会員さまご本人の口座以外はお振込みできかねます）。

6. お問合わせ先

一般社団法人日本エステティック協会（事務局） 電話 03-3234-8496

以上